

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

夕張市立ゆうばり小学校 令和7年（2025年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、校内「いじめ防止対策委員会」で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は校内「いじめ防止対策委員会」により判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

ゆうばり小学校 いじめ防止基本方針 (概要)

- ・タ張市立ゆうばり小学校は、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図るため、「タ張市立ゆうばり小学校いじめ防止対策基本方針」を策定する。
- ・この方針では、「いじめ防止対策の組織」「いじめ防止に関する研修の実施」「いじめの早期発見の方策」「いじめ解消を目指す生徒指導の進め方」「いじめ防止対策基本方針の評価」及び「学校のいじめ防止をサポートする関係者・関係機関との連携」等の基本事項を定める。
- ・この方針を誠実に実施することにより、いじめ防止を総合的かつ効果的に推奨し、児童一人一人の尊厳を保持するとともに、児童同士が互いのよさを認め合い、支え合い、楽しく有意義な学校生活をおくることができる環境をつくり上げる。

ゆうばり小学校 いじめ対策組織 の役割や活動

〈いじめ防止対策委員会構成員〉

・校長 ・教頭 ・指導部担当2名 ・養護教諭 ・SC ・該当担任

〈年間の活動〉

- ・いじめアンケートの実施
- ・定期的な教職員間の情報共有
(毎週1回、職員朝会において各学年より情報の提供)
- ・スクールカウンセラーによる相談の調整 等

ゆうばり小学校の いじめ防止 プログラムの活動

〈居場所づくり〉

- ・情報モラル教室の実施
- ・ピアサポートの実施(年3回)
- ・教育相談(年2回 全児童と個別面談)

〈絆づくり〉

- ・人権教育の実施
- ・児童会主催の「なかよし お手紙」活動の実施
(小中一貫教育推進により、中学校生徒会「イエローリボン活動」と連携)

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度のゆうばり小学校のいじめ対策組織担当は、指導部担当の廣川です。

連絡先0123-59-7328(学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 13~17時
(メール)	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
空知教育局教育相談電話	(電話)	0126-22-3912

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター